

横川区里山活性化対策モデル事業

里山の森林施業、休耕田を利用したのそば作り等を地域が一体となり、農林業の振興および地域住民の交流を通じて、地域の活性化を図っています。

▶事業年度 平成13～17年度

▶主な事業内容

○里山交流

- ・里山祭り
- ・森林ウォーキング
- ・そば、きのこの栽培収穫等



【里山祭り】

○森林整備

- ・里山の手入れ（伐採～下刈等）

○小学校との連携

- ・ビオトープ、メダカ池の整備等

《地域からひとこと》

自然や景観を守りながら心のふれあいを大切に、里山の再生と知恵の伝承、集落の活性化を事業目的に活動しています。小学校との連携では、児童の笑顔などに癒されることが多く、会員一同、より活発な活動になればと願っています。

横川里山活性化委員会 会長 山田善久さん

岡谷市地域活性化事業の取り組みを紹介します



岡谷市では「市民総参加のまちづくり」を推進するため、各地域で独自に取り組んでいる、個性的で特色のある事業に対し、支援を行ってきました。

区または複数区で組織した市民や団体が構成され、区の承認を受けた営利を目的としない団体を対象としています。これまでに7つの事業が行われ、地域のみなさんにより、自主的かつ主体的に取り組まれています。市では、この事業を足掛かりに、地域の連帯意識の向上が図られ、地域がより活性化することを期待しています。

地域振興課まちづくり防災 内線1592

橋原区ほたる沢保護育成事業

休耕田やその周辺の水路整備を行い、橋原区沖の沢に生息する蛍の保護育成を行っています。地域の人々の交流、憩いの場として、自然を大切にしながら地域の活性化を図っています。

▶事業年度 平成13～17年度

▶主な事業内容

○管理・整備

- ・水路造成工事
- ・給餌作業
- ・水路調整マス設置
- ・植樹地の整備
- ・防護柵補修



【ほたる祭り】

- ・駐車場、案内看板等の整備

○ほたる祭り ○研修受け入れ

《地域からひとこと》

自然状態の維持に留意しながら、蛍の住み良い環境を作り出し“蛍の乱舞した昔の沢に”と区内の各団体の協力のもと、環境整備、実績共に一定の成果を得ることが出来ました。

橋原ほたる沢実行委員会 委員長 林實英さん

高尾山麓、ふれあいとスポーツ 市民憩いの森ゾーン整備事業

三沢区の景勝地であり清澄な山麓を、スポーツ、アウトドアライフ、遊歩道の基地として、子どもからお年寄りまで、区民がいつでも誰でも気軽に利用できる場所として整備し、そこでの人々のふれあいを通じて、住みよい地域づくりと地域の活性化を図っています。

▶事業年度 平成13～17年度

▶主な事業内容

- 高尾の森マレットゴルフ場整備
- 高尾山麓遊歩道整備
- 東雲閣整備
- 三沢区ハイク
- 三沢区マレットゴルフ大会
- 広畑遺跡整備

《地域からひとこと》

地域のシンボルである高尾山麓一帯において、子々孫々に受け継がれる「人と自然が共生する憩いの森ゾーン」の構築を目指し、区民総参加を合言葉に取り組んでいます。区民はもちろん、多くの市民のみなさんにご利用いただければ幸いです。

三沢区長 山之内寛さん

【東雲閣整備事業】



山の神憩いの広場整備事業

梨久保遺跡の東側に、中村区民が「山の神」と呼んで親しんできた区有地とが地続きで存在し、眺望を楽しみ自然とふれあうことのできる絶好の地です。ここを区民の奉仕をもとに公園として整備し、多くの人々が生きる力を蘇らせる場にしていきます。

▶事業年度 平成15～17年度

▶主な事業内容

- マレットゴルフ場整備
- バーベキュー用炉の設置
- 藤棚の設置、藤の植樹
- あずまや整備
- 檜、もみじの植樹
- 芝生の播種
- 案内板、進入禁止柵の設置
- 遊歩道の新設、親水ゾーンの整備



【水路整備】

《地域からひとこと》

多方面のご支援と区民のみなさんの奉仕とで完成しました。季節ごとに花が咲き、川遊びができ、また、すばらしい眺望が楽しめる万人向けの公園です。空気も一味違う山麓の良さが一杯ですので、遠足に、散策に、交流にどうぞお出かけください。 中村区長 山田喜敏さん

いけいけ山っ湖事業

湊地区の豊かな自然を活用しつつ、住民一人ひとりが主体となった活動を通じて、地域の活性化を図りつつ、地域住民の「豊かな心」「生きる力」を育みながら、子孫に伝えていくべき財産区の育林、また、児童生徒の健全育成や次世代への人材育成を図っています。

▶事業年度 平成14～17年度

▶主な事業内容

- 山林作業 ○唐傘平の整備 ○福寿草の植え付け
- 諏訪湖の魚を使った新料理研究（レシピ集発行）
- ジャンボカボチャ
・もち米栽培事業
- 散策コース遊歩道整備
- みなとむらまつり
- みどりのまつり
- いけいけ山っ湖だより発行 【みなとむらまつり】
- そば打ち・しめ飾り・お茶講習会
- ホームページ <http://yamacco.fc2web.com/>



《地域からひとこと》

5つの部会が連携して事業を行っています。事業の企画立案には、いつでも誰でも自由に参加できます。住民の熱意を基に「無理をしない、出来ることから」を合言葉に、地域づくりに取り組んでいます。

いけいけ山っ湖事業委員会 会長 瀧和友さん

オラータの森・湯殿山麓一帯整備事業

里山の森林を保護しながら、ここを拠点として区民の憩いの場、ふれあいの場、世代間交流の場として、区民の手作りによる自然と共存したスポーツ公園を整備し、地域コミュニティの向上を図っています。

▶事業年度 平成17～19年度

▶主な事業内容

- 区有林の森林整備 ○石碑群の移転整備
- トイレの設置 ○マレットゴルフ場の整備 ○遊歩道の整備

《地域からひとこと》

【マレットゴルフ場整備】



湯殿山麓の今井区有林は、諏訪盆地が一望でき、町並みや諏訪湖の向こうに八ヶ岳、富士の秀麗を望める景勝の地です。初年度は、区民延べ500名余が参加して、森林整備や一部コースの造成が行われ、すばらしい林間マレットコースの概要が現れて参りました。今後は、18ホールコース整備や、あずま屋の建設等が予定されており、その完成が楽しみです。

今井区長 丸山倍男さん

小和田湧水環境整備および史跡巡りウォーキングコース整備事業

小和田水神様は万延元年（1860年）の時代からの清水で、当時から地域住民の生活飲料水として歴史のある由緒ある水です。当地を岡谷区の史跡観光名所として区民の憩いの場としての小さな公園に整備し、周辺に隣接する区内の史跡等を巡るウォーキングコースも併せて整備しました。



【小和田水神】

▶事業年度
平成16～18年度

▶主な事業内容

- 小和田湧水環境整備
- ウォーキングコースの整備
- 健康推進事業の実施

《地域からひとこと》

区民の憩いの場として整備して一年、水質の良さから利用者も増えてきておりますが、このところ、少雨の影響からか水量が減りみなさんにご迷惑をお掛けしています。ここを拠点とした“区内名所巡りウォーキング”は、春・秋の2回実施し、計300名を超える区民が参加し、交流を深めることが出来ました。

岡谷区長 中村倅明さん

総務部税務課

☎ 23-4811

内線 1137

☎ 22-4146

くらしと市税 2005

12月は「市税滞納整理強化月間」

市税・国保税を未納の方は

お早めに納付を

みなさんに負担していただいている市税は、日常生活に身近な道路、上下水道、公園など公施設や、教育、福祉等の公共サービスを提供し、安全で豊かな生活を維持し確保するための貴重な財源です。

期間中は未納になっている市税・国保税の徴収を重点的に行います。また、通常の業務時間のほかに夜間、休日の収納・相談窓口を開設します。

この機会に、未納になっている市税や国保税がないかも一度ご確認いただき、もし未納がありましたら早めに納めてください。

納め忘れの税金がある方には、文書、電話などで納付をお願いしていますが、納税に向けて努力する誠意が認められない方には、差し押えを行うなど厳正な姿勢で滞納処分に臨みます。

なお、病気や営業不振などの事情により一度に納められない方は、早めにご相談ください。

ご利用ください、口座振替！

口座振替は、納め忘れを防ぐ便利な手段です。納期限にご指定の預金口座から自動的に振替します。

本人名義の口座でなくてもできます。

手続きは、預金通帳、通帳印を持って、税務課、各支所、金融機関、郵便局の窓口でお願いします。

申し込みの翌月末の納期限分から振替をします。

夜間窓口 〈場所：税務課〉

12月1日(木)～28日(水)
午後5時15分～9時(平日のみ)

休日窓口

〈場所：税務課、湊・川岸・長地の3支所〉
12月の土・日・祝日(31日(土)を除く)
※市役所が閉庁する29日(木)、30日(金)は税務課のみ窓口を開きます。
午前9時～午後5時

固定資産税の 申告や届出を お忘れなく！

資産税担当
内線 1129

固定資産税は、毎年1月1日の時点で土地・家屋・償却資産を所有している方にお願する税です。

■土地や家屋をお持ちで次のような方は、

平成18年1月31日(火)までに申告や届出をお願いします。

▽住宅用土地の利用方法が変更になった場合(住宅が建っている土地に、新築や増築、取り壊し、または敷地の拡張などを行った時)

▽建物を取り壊した場合

▽登記していない建物を取り壊したり、他の人に譲った場合

▽相続人代表者を変更した場合

▽共有資産代表者を変更した場合

▽納税通知書を受け取る方(所有者や納税管理人)が亡くなり、相続の登記が済んでいない場合

▽市外にお住まいで住所が変更になった場合

申告・届出用紙をお送りさせていただきますので、ご連絡ください。

登記手続きを忘れずに

すでに土地や建物を譲り渡したり、建物を取り壊しているのに、まだ登記手続きが済んでいない場合は、来年度も前所有者の方に税金をお願いすることになってしまいます。12月末までに所有権移転や滅失の登記をしてください。

■償却資産をお持ちの方は、平成18年1月31日(火)までに申告をお願いします。

会社や個人で事業をしている方で、事業用の機械や備品等をお持ちの場合は、毎年1月1日現在の状況を申告していただくことになっています。

・前年度に申告をいただいた方には、12月上旬に申告書をお送りします。

・新規に事業を始められた方は、申告書をお送りしますのでご連絡ください。

税務相談室を開設 ～お気軽に利用を～

土地や建物の売買、相続・贈与など税金全般に関する相談をお受けします。平成17年分確定申告前の税務相談室は最後となりますので、ぜひこの機会にご利用ください。費用は無料、秘密は固く守られます。

日時…12月14日(水)午後1時～3時

場所…市役所401AB会議室

相談員…関東信越国税局税務相談室
松本分室相談官

※なるべく予約をしてください。(匿名可)

問合せ 市民税担当(内線1128)